

ACUITY **LAW**

DISPUTES
NEWSLETTER

October-December 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年10月から12月までの間の四半期における、仲裁紛争の動向に関する最新情報についてまとめました。インド最高裁判所および各高等裁判所が下した重要な判決は、以下のとおりです。

ORDERS PASSED BY THE SUPREME COURT OF INDIA (SC)

1) PRE-DEPOSIT OF 75% OF ARBITRATION AWARD AMOUNT UNDER THE MSME ACT IS MANDATORY BEFORE ENTERTAINING AN APPLICATION TO SET ASIDE THE AWARD UNDER THE ARBITRATION ACT.

Matter: *Gujarat State Disaster Management Authority v. Aska Equipments Ltd.*

Order dated: 08 October 2021.

Summary:

Aska Equipments Ltd. (**Aska**) とグジャラート州災害管理局 (**GSDMA**) との間で紛争が発生し、2006年中小零細企業開発法 (**MSME 法**) に基づき、促進評議会に付託されました。促進評議会は、Aska に有利な裁定を下し、GSDMA に対して、Aska に 105,053,387 ルピーを支払うよう命じました。

裁定を不服とした GSDMA は、1996年仲裁調停法 (**仲裁法**) に基づき、裁定の破棄を申し立てました。訴訟において、GSDMA は、MSME 法の規定に従い裁定額の 75% を前払いするよう指示されましたが、GSDMA が当該指示に従わなかったため、最終的に SC で争われることになりました。SC における主な争点は、仲裁法に基づく控訴において、上訴裁判所が裁定額の 75% を予納金として支払うよう指示することを超える裁量権を有するか否か、でした。

SC は、MSME 法の規定を解釈し、裁定額の 75% を予納金として支払うという要件は必須であるとしてきました。また、上訴裁判所は、75% を予納金として一時に支払うことが控訴人にとって著しく困難であると判断した場合には、分割での支払いを認めることができる、としました。従って、GSDMA による上訴は棄却されました。

For more information about the MSME Act, please read our article available [here](#).

2) **FAILURE ON THE PART OF THE ARBITRAL TRIBUNAL TO DECIDE THE DISPUTE IN ACCORDANCE WITH THE TERMS OF THE CONTRACT WOULD AMOUNT TO PATENT ILLEGALITY.**

Matter: *State of Chhattisgarh and Anr. v. Sal Udyog Pvt. Ltd.*

Order Dated: 08 November 2021

Summary:

マディヤ・プラデーシュ州（州政府）と Sal Udyog Pvt.Ltd（SUPL）との間で、サラの種の供給契約の終了を巡って紛争が発生しました。SUPL は、サラの種供給のために州政府に支払った金額が過大であったことを理由に、返金を請求しました。仲裁廷は、SUPL の請求を認め、74,346,772 ルピーの支払いを命じました（**仲裁判断**）。

州政府は、当該仲裁判断を不服として、仲裁法の規定に基づき、仲裁判断の破棄申し立てを行いました。地方判事は仲裁判断への干渉を拒否しました。当該地方判事の裁定に対して、州政府は、チャッティースガル州高等裁判所に上訴しました。上訴理由の1つとして、契約上、SUPL は、州政府がサラの種を供給するために発生する費用を毎年負担することになっていたことが挙げられていました。これらの費用には、収集費用、生産者や委託業者に支払われる購入費用、保管や輸送の費用だけでなく、取扱手数料や監督料も含まれていました。さらに、SUPL は、契約終了までの間は、問題なくこれらの取扱手数料・監督料を負担していました。しかしながら、仲裁判断の金額にはこれらの取扱手数料・監督料が含まれており、州政府が SUPL に支払うべきであるとされていました。SUPL は、州政府は、仲裁判断の破棄申し立て内において、裁定額に当該取扱手数料・監督料が含まれていることに関する異議を唱えておらず、従って、上訴時における当該事項に関する異議申し立てを行う権利を放棄した、と主張しました。チャッティースガル州高等裁判所は当該控訴を棄却し、SC にて争われることになりました。

SC における争点は、仲裁廷および高等裁判所が、契約上拘束力を有する条項を考慮せず、取扱手数料と監督料金を裁定額に含めた仲裁判断に何らかの干渉が求められたか否か、でした。SC は、州政府は、監督料を含めることについて仲裁廷に異議を申し立てたが、仲裁廷が当該異議を却下したことを指摘しました。また、契約を締結日から終了日まで、SUPL は監督料の支払いは SUPL によって行われたことを否定しておらず、当事者を支配する契約上の明示的な条件が完全に無視されているため、仲裁判断に「patent illegality」が存在している、との見解を示しました。

また、SC は、州政府が控訴において異議を唱えなかったため、上訴においても同様に異議を唱えることはできないとする SUPL の主張を退けました。仲裁廷が契約条件に従って判断を行わなかった場合、「patent illegality」が生じることになり、問題の根幹に関わるものとして干渉に値するとして、仲裁判断が監督料の返還を認めた範囲内で、上告を一部認めました。

3) **ARBITRATION ATTEMPT MANDATORY AFTER FAILURE OF CONCILIATION UNDER MSMED ACT AS PROCEEDINGS CANNOT BE CLUBBED**

Matter: *Jharkhand Urja Vikas Nigam Limited v. The State of Rajasthan*

Order dated: 15 December 2021

Summary:

Jharkhand Urja Vikas Nigam Limited (**JUVNL**) は、Anamika Conductors Ltd.との間で契約を締結していましたが、JUVNL の未払金の回収を求めて、Anamika Conductors Ltd.から Rajasthan Micro and Small Enterprises Facilitation Council (**促進評議会**) に申し立てがありました。JUVNL は、招集状を受け取ったにもかかわらず、出席しなかったため、30 日以内に支払いを完了するよう指示が出されました。当該命令に関してはラジャスタン高等裁判所にて争われましたが、控訴は棄却され、最終的に SC にて争われることになりました。

SC は、MSMED 法と仲裁法の規定により、当事者間の調停手続きが失敗に終わった場合、促進評議会は当事者を仲裁に付託する権限のみを有する、と指摘しました。SC は、仲裁と調停を一様にして裁定を下すことはできず、そのような裁定は明らかに違法である、としました。従って当該上告は認められ、MSMED法の規定だけでなく、仲裁法の規定にも反しているため、促進評議会の命令は無効であるとして破棄されました。SC は、いずれの当事者も、紛争を仲裁に委ねることができる、としました。

ORDERS PASSED BY THE HIGH COURTS (HC)

4) **A PARTY CANNOT RESTRICT THE RIGHT OF THE OTHER PARTY TO INVOKE ARBITRATION TO A LESSER PERIOD THAN THAT PROVIDED UNDER THE ARBITRATION ACT**

Matter: *Sagar Constructions v. Govt. of NCT of Delhi*

Order dated: 06 October 2021

Summary:

Sagar Constructionsは建設工事を受注しましたが、デリー政府が契約で合意した条件通りに支払いを行わなかったため、仲裁条項を行使しました。しかし、紛争解決のために仲裁人を任命するというSagar Constructionsの要求は、仲裁条項で義務付けられている、最終請求書の作成日から120日以内の紛争解決条項の行使がなかったという理由で拒否されました。

Sagar Constructionsは、仲裁法に基づき、デリー高等裁判所に仲裁人の任命を求める申立書を提出しました。デリー高等裁判所は、仲裁を求める当事者の権利は、訴訟原因が発生した日から3年間であり、これよりも短い期間に制限することはできない、としました。制限期間を制限する合意は、1872年インド契約法により無効となります。従って、HCは仲裁人を任命しました。

5) UNILATERAL APPOINTMENT OF AN ARBITRATOR CANNOT BE CHALLENGED BY PARTY WHO ACTIVELY PARTICIPATED IN ARBITRAL PROCEEDINGS

Matter: *Kanodia Infratech Limited v. Dalmia Cement (Bharat) Limited*

Order dated: 08 November 2021

Summary:

Kanodia Infratech Limited (**Kanodia**) とDalmia Cement (Bharat) Limited (**Dalmia**) は、セメントの製造・販売を行っていました。紛争が発生し、Dalmiaは仲裁を申し立て、仲裁人を任命して双方の意見を聞いた上で、いくつかの救済措置がKanodiaに付与されました。Kanodiaは、仲裁人はDalmiaによって一方的に任命されており、これは確立された法律の命題に反するものであり、紛争を扱う権限を有さないとして仲裁判断に異議を唱え、仲裁判断を無効にするよう裁判所に申し立てました。

デリー高等裁判所は、仲裁判断に対する干渉の範囲は非常に限られており、仲裁裁判所が契約や合意の範囲を超え、その管轄権を超えた場合にのみ調査を実施することができるため、仲裁法に基づき提出された申立てによる仲裁人の任命に異議を唱えることはできない、との見解を示しました。また、仲裁人の任命については、仲裁手続きに積極的に参加したKanodiaから異議は唱えられておらず、後の段階

になって救済を請求することはできない、としました。加えて、仲裁人は元裁判官でもあり、その誠実に疑いはないとして、申立てを却下しました。

6) UNILATERAL OPT-OUT CLAUSES CANNOT AMOUNT TO A VALID ARBITRATION AGREEMENT AS IT LACKS MUTUALITY

Matter: *Tata Capital Finance Limited v. Shri Chand Construction and Apartment Pvt. Ltd.*

Order dated: 24 November 2021

Summary:

Shri Chand Construction (**Shri Chand Construction**) は、Tata Capital Housing Finance Ltd. (**Tata Finance**) から不動産購入のための融資を受けていました。当該融資は担保付きであり、物件に関する不動産書類の原本はTata Financeに引き渡されました。Shri Chand Constructionは、金融機関からの融資を全額返済した後、物件を再販するため、原本の返却を求めました。Tata Financeが当該原本を紛失しており、これにより再販の遅れおよび対価の減額が生じたとされています。

Shri Chand Constructionは、Tata Financeに対し、不動産書類の原本を紛失したことに対する補償を求める訴訟を起こしました。これに対し、Tata Financeは、Shri Chand Constructionが利用できる唯一の救済手段は仲裁であって、損害賠償を求めて裁判所に訴えることはできないとして異議を唱えました。融資契約の仲裁条項には、Tata Finance が 2002年担保権の実行法 (**SARFAESI法**) または1993年金融機関に関する債権回復法 (**DRT法**) の適用を受けることになった場合 (これにより Tata Finance は訴訟を提起して債務者から迅速に債務を回収することが可能になる)、当該仲裁条項は Tata Finance の選択によって効力を失うものとする、と記載されていました。しかし、Shri Chand Constructionにはそのような権利は与えられておらず、仲裁を余儀なくされていました。本件は仲裁に委ねるべきであるとしたTata Financeによる申し立ては却下され、これに対し、高等裁判所に異議を申し立てました。

デリー高等裁判所は、一方の当事者に一方的に仲裁手続きを放棄する不平等な権限を与える仲裁合意は、仲裁合意の本質的な特徴である「相互性」を欠いているため、法律上無効である、としました。また、一方の当事者の請求については仲裁を規定し、他方の当事者の請求については裁判所による救済を

規定している仲裁合意も、請求と訴訟原因が分断されるだけでなく、同じ訴訟原因について複数の手続きと矛盾した判断が行われることになるため、法律上無効である、としました。従って、デリー高等裁判所は一番の判断を支持し、控訴を棄却しました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in